

エグゼクティブサマリー

急速なリスク環境の変化とコンプライアンスへの要求の高まりに伴い、企業のリーダーたちは、今までになく、いわゆる不正行為を監視されるようになってきました。企業とその役員は様々な分野で訴えられるリスクを抱えています。

現在の状況 ▶6

企業の役員らは、規制の強化、新たな技術の出現、株主アクティビズムの高まり、集団訴訟活動の増加、合併への反対や IPO 活動の激化、規制当局による積極的な執行活動をはじめとする様々な難題に直面しています。そして特に雇用やデータ保護などの分野では、経営者の法的責任が年々増加する傾向にあります。

また、訴訟ファンドの存在が世界各地の訴訟環境を変化させており、彼らの影響力を軸として、金融機関や事業会社およびその役員らに対する集団訴訟が展開しています。管轄区域をまたぐ近時の巨額訴訟の中には、訴訟ファンドが中心となっているものもあります。そしてこうした活動は今後も増えていくと予想されます。

役員らが負う法律上および規制上の責任は高まる一方にあり、その結果、調査、刑事訴追または民事訴訟に発展して高額な費用等が発生する恐れがあり、企業だけでなく役員個人の資産がリスクに曝されています。

事故等の傾向 ▶12

役員らは、規制や基準に従わなかったことに関して、懲罰的損害賠償請求や役員個人に対する責任追及の対象となる傾向にあります。

AGCS の分析によれば、D&O クレームの原因で最も多い（件数・金額ベース）のは、法律や規制を遵守しなかったことに対するものです。クレームの件数から見ると、これに続く原因としては、過失、さまざまな経営／内部統制の欠如、信頼・信認義務違反、および不十分・不正確な情報開示が挙げられます。

弁護士費用の増加、問題の複雑化、規制当局の調査の拡大およびクロス・ボーダー訴訟によって、クレームの深刻さは高まっています。

内部からのクレームとしては、管財人、子会社、会社自体および内部通報者からのものが発生しています。外部からのクレームでは、債権者、株主、顧客、サプライヤー、競合企業、税務当局、政府の規制機関または元社員からのものが最も多く発生しています。

特に英国、カナダ、オーストラリア、フランス、

スペイン、香港および米国では、訴訟の棄却や解決までの時間が長期化しているという一般的な傾向があります。これは訴訟が長引き、弁護士費用が増え、原告側が要求する和解金額が吊り上がることを意味します。AGCS によれば、米国での平均的な証券集団訴訟では、解決までに 3 年から 6 年かかることがあり、弁護士費用は平均で約 1,000 万ドルであり、大型訴訟の場合は 1 億ドルにも達します。

地域的な傾向 ▶16

英国では、EU 離脱の影響の他にも、経営幹部を悩ませているいくつかの重要な問題があります。例えば、従業員が行った詐欺行為やマネーロンダリングなどの不法行為に対して、役員らが将来的に起訴される可能性があることが含まれます。スペインでは、非犯罪行為に関する役員の責任が重くなる傾向にあり、一方フランスでは、内部通報者の新たな保護制度を含め、コーポレート・ガバナンスが強化されつつあります。ドイツでは、個人への責任追及が顕著です。ドイツでは、会社が役員らを不正行為や法令違反に関して訴えるような、会社内部での責任追及が典型化しているという特徴があります。AGCS が受け付けるドイツでの D&O クレームの約 80% は、このようなケースに該当するものです。

米国では、証券集団訴訟の申立件数が増加しており、合計件数が 12 年間で最高となる見込みです。また、現時点では、M&A に関連する訴訟の連邦裁判所への申立件数が、過去 4 年間における年間件数の 2 倍となる見込みです。一方、「イエーツ・メモ」は、企業の不正行為の取締まり強化と内部通報者の褒章に関する政府の方針を刷新しており、この動きは米国外でも広がりつつあります。カナダでは、非上場企業・上場企業の役員が、環境汚染に係る浄化費用を請求されるリスクに直面しています。またオーストラリアでも監督機関の活動が活発化すると予想されます。香港では、株価に影響を与える情報を開示しなかった企業に対して、当局が取締りを強化しています。シンガポールでは、役員が自らの地位を利用して利益を得ることは、犯罪行為となりました。アラブ首長国連邦でも規制機関による監督が強化されており、役員の法的責任について定めた新しい法律が誕生しています。一方、南アフリカでは、集団訴訟が頻繁に行われるようになり、役員はさらなる損害賠償請求リスクに曝されています。

200

2009 年以降、不正行為で起訴された企業および個人の数（89 名の CEO、CFO およびその他の上級役員を含む）▶7

300 億
ドル

上位 10 件の証券集団訴訟の和解金合計。エンロン事件の和解金は 70 億ドル超で、証券集団訴訟の和解金としては最高額。▶14

100万
ユーロ+

信頼・注意義務違反に関するD&Oクレームの請求額の平均(110万ドル)

日本では、近年の法改正によって、有価証券関連の訴訟が緩やかに増加しており、とりわけ虚偽記載に関して、投資家が訴訟を起こしやすくなっています。多くのアジア諸国では、コーポレート・ガバナンスや説明責任に対する考え方が変わりつつあることや、規制活動の高まり、および賠償文化の発達によって、今後は会社役員の法的責任が重くなるだろうと予想されています。香港、タイおよびシンガポールなどの地域では、訴訟活動が増加しつつあります。

ラテンアメリカの中でも特にブラジルでは、長期にわたる刑事捜査の結果、腐敗行為に関連する企業不祥事が注目を浴び、その影響もあり D&O 保険への加入が増加しています。

エマージングリスク ▶23

役員らの法的責任は、より複雑化し、相互につながりを持つようになってきました。大型訴訟の場合、複数の管轄区域において規制当局による調査や民事訴訟が発生することが多々あります。自動車業界で起きた排出ガス試験の問題は、システム的な D&O クレームの一例です。一方、パナマ文書の流出は、情報漏洩が専門サービス提供者や金融機関にいかにか大きな影響を及ぼすかを示すものであり、いくつもの管轄区域にまたがる複数の訴訟が誘発される可能性があります。

サプライチェーンマネジメントにもさらに注目が寄せられています。現代の奴隷労働、環境汚染および気候変動に関する情報開示などのエマージングリスクは、風評リスクや株主アクティビズム、世間の非難または当局の調査に発展する恐れがあります。また、アクティビストが、環境に関するデータやリスクを投資家に開示しない企業や役員をターゲットとする傾向がますます高まっています。

政府機関がサイバーセキュリティを強化していることから、世界各地のデータ保護規則はますます厳しくなっています。このことはビジネスにも著しい影響を及ぼしており、遵守しなかった場合の罰則はますます厳しくなっています。

深刻なサイバー事件が発生した場合、評判が傷ついたり金銭的な損害が生じたりするだけではなく、規制措置につながる恐れもあります。より深刻なケースでは、サイバーセキュリティ違反によって企業の株価が下落する場合があります。

今後、データの保護において過失があったり内部統制が欠如しているような場合、役員に対して高額な損害賠償請求が可能となる可能性があります。役員のサイバーに係る責任の問題を巡っては、現在のところ不明確な点もありますが、今後は、役員においてサイバーセキュリティに関する過失や注意義務違反があったとの主張が認められるようなケースが

出てくるものと思われます。

役員の過失とみなされ得るシナリオには、送金詐欺や、脆弱なネットワークにより、重大な事業中断、財物損害または知的財産の損失などにつながる場合など、様々なものがあります。テクノロジーへの依存度が高まるにつれ、役員のサイバーに係るリスクはさらに高まるものと思われます。テクノロジー、データおよびアルゴリズムが侵害されてしまう恐れがあります。予測モデルを利用して顧客にアドバイスするアナリストの場合は、これによって責任が発生する可能性があります。

保険およびリスク管理 ▶32

コーポレート・ガバナンスが強化されていることは、D&O リスクが高まっていることを意味します。経営判断によっては悪い結果をもたらしてしまうこともあり、これに起因する損害賠償請求を保険によってカバーすることができます。D&O 保険では、会社役員個人の賠償責任をカバーするものですが、企業の費用を補償することもできます。一般的なリスクシナリオの範囲は、雇用や人事の問題から不実表示、法律違反にまで及びます。詐欺行為や犯罪行為は補償対象となりません。

D&O 保険のてん補限度額は、中小企業向けの 100 万ドルから、フォーチュン・グローバル 100 社にランクされるような大企業向けの 5 億ドルの設定まで、様々なケースがあります。

将来的な経営リスク増大に対処するため、役員らは高度のリスクマネジメント文化を醸成する必要があります。その例として、洗練されたサイバー・IT リスクマネジメント体制を構築すること、経営判断に関係するすべての情報の記録を保管すること、ならびに関係当局、投資家および従業員との間で開かれたコミュニケーションを維持することなどが挙げられます。

役員らは、制裁措置、禁輸措置、タックスヘイブンへの登録、価格協定および詐欺行為などのコンプライアンスに関係するテーマについて厳しく追及を行い、M&A、資本政策および IPO などの「典型的な」D&O リスクについてしっかり学習すべきです。D&O 保険の補償範囲は複雑であるため、主なリスクがカバーされていることを確認することが必要です。役員と会社との間での利益相反は避けなければなりません。

企業の社内リスクマネジメントおよびコンプライアンス体制は、これらのポイントをすべて網羅し、それらに十分に対処もしくは防止するための手順を備えているべきです。これは恐らく、役員らがこうした分野の問題に直面した場合に、自らを守るための唯一の抗弁となるものと思われます。

50%+

上位 20 件の D&O クレームのうち、法令不遵守によるものが占める割合。

850,000
ユーロ+

法令不遵守に関する D&O クレームの請求額平均(945,000 ドル)。